

ろになった。

富高が戸高の読み替えであることは疑う余地はないが、戸高氏と富高氏が同系同族であるかどうかには疑問が残る。それは畑野浦の伝承に戸高氏は長曾我部氏の残党、富高氏は菊池氏の遺臣と伝えられるばかりではなく、戸高の地名は日南市（旧南那珂郡）、富高の地名は日向市（旧東臼杵郡）であるからである。なお『日向纂記』や『宮崎軍記』によると伊東氏の家臣に富高次郎右衛門尉があり、高橋元種（県の領主）の重臣で宮崎池内城を守

った権藤平左衛門種盛配下の土に富高主馬助がある。ともに富高荘出身のようである。

富高氏と菊池氏の関連については解明できないが、十四世紀末における荘園制の崩壊で、富高荘の荘民は郷村の領主に把握されて郷民となったが、いつか自治的な共同生活を営み、集団的行動をとることができるようになり、土持、伊東両氏相剋の地である富高荘を去って、佐伯地方海岸部に移住した。それが佐伯地方の富高姓の起りといえるのではなからうか。

資料紹介

蛇崎村庄屋文書

「村差出明細帳」について (三)

橋 本 和 雄

(会員・佐伯市蟹田)

一、はじめに

今回は蛇崎村庄屋文書その三として「村差出明細帳」

の紹介をしていきたい。この「村差出明細帳」は三冊残されており、年代順では享保五年（一七二〇年）、文化二年（一八〇五年）、天保三年（一八三二年）である。

享保五年の明細帳は年代的に一番古いだけあって表紙は黒ずみ痛みが見られる。しかし内部は何等問題は無く一部分を除き完備している。

ところが文化二年の明細帳は最終部分と思われるところがない。そして天保三年の明細帳は虫に深く喰われた部分があることもあって、ところどころ文字が欠けたり読みづらい部分がある。このような状態ではあるけれど「江戸時代の蛇崎村」の姿を充分語りかけてくれる貴重な資料である。さてこの資料の紹介の仕方であるが二回に分けて次のようにしていくこととした。第一回の今回は享保五年の「村差出明細帳」を全文を掲載し適宜注釈をつける形とする。第二回は享保五年の村差出明細帳との違いをクローズアップすることに力点を置きながら全体的な検討を加える。享保五年と天保三年との間には一二年の歳月が横たわっている。江戸時代の封建社会が変化の少ない停滞した時期だったとはいえ、百年以上もの間には何等かの変化がもたらされたであろうことは充分考えられることである。この貴重な資料を前にして私の最大の関心の一つはそこにある。しかしなにぶんにも力量不足の私としては、その思いどおりのことが果たせ

るかどうか全く自信が無い。そうした不十分な面については皆さんからの御叱声、御指導を心から期待してペンを進めていきたい。

この「村差出明細帳」を紹介していく前に、「大分県地名大辞典」七四二頁（角川書房刊）に書かれている蛇崎村に関する文を記して理解していく手がかりの一つとしたい。

「近世」江戸期より明治八年の村名、豊後国海部郡佐伯荘のうち、慶長六年からは佐伯藩領番匠川下流の堅田川との合流点付近に位置する。久部村に所属、村位は中（位付）。元和七年当村甚左衛門、甚七郎に宛て村内開墾が命じられている（温故知新録）。村高は「見稲薄」では高なし村、「旧高旧領」一五八石余、文化七年の家数三十三、人数一八四（温故知新録）同年三月十一日伊能忠敬が当村を測量（九州測量日記）、番匠川に久部の渡しがあった（豊後国志）明治四年大分県に所属、同八年久部村と合併して池田村となる。現在の佐伯市大字池田のうち。

二、享保五年 村差出明細帳

享保五年	子
村差出明細帳	表紙
紙数	蛇崎村

此分米拾三石八斗三升貳合 注4

石盛壹反に付壹石壹斗宛

中田 三町貳反三畝拾九步

此分米三拾五石五斗九升九合六夕八才

石盛 壹反二付九斗づつ

下田 貳町八畝廿五步

此分米拾八石七斗九升五合

石盛 壹反二付七斗宛

下々田 九反四畝貳拾九步

此分米六石六斗四升七合六夕九才

一高八拾壹石九斗三升八合三夕四才 蛇崎村

此反別 八町壹反三畝貳拾壹步村中

内 注1

拾九步高六升三合三夕三才肝煎市右衛門屋敷前坪高引分

此 訳

高 七拾四石八斗七升四合三夕七才 田方

此反別 七町三反三畝貳拾五步

右之内

石盛 壹反二付壹石づつ

注5 上畠 四反七畝貳拾貳步

此分米 四石七斗七升三合三夕

石盛 壹反二付八斗宛

注2 石盛 壹反二付壹石三斗宛

上田 壹町六畝拾貳步

中 島 貳反壹分

此分米 壹石六斗貳合六夕七才

注⁶

(石盛壹反二付 六斗

下 島壹反壹畝拾四步

此分米 六斗八升八合)

注⁷

高 四拾貳石四斗三升五合六夕七才 田方

此反別 四町四反四畝九步

内

石盛壹反二付 壹石三斗宛

上 田 貳反六畝拾壹步

此分米 三石四斗貳升七合六夕六才

石盛壹反二付 壹石三斗つ

中 田 九反貳畝貳拾九步

此分米拾石貳斗貳升六合三夕四才

石盛壹反二付 九斗宛

下 田 三町壹畝貳拾步

此分米貳拾七石壹斗五升三合

石盛壹反二付 七斗宛

下 々 田 貳反三畝八步

此分米壹石六斗貳升八合六夕七才

高 三石六斗五升貳合六夕八才 畑方

此反別 六反五畝貳拾四步

内

石盛壹反二付 六斗宛

下 島 五反壹畝壹步

此分米 三石六升貳合

石盛壹反二付 四斗代

下 々 島 壹反四畝貳拾三步

此分米五斗九升六石八才

一 高 五石壹斗六升四合 後新地田島

此反別 六反八畝拾壹步

此 畝

石盛壹反二付 九斗代

下 田 三反六畝貳拾貳分 田方

此分米 三石三斗六合

石盛壹反二付 六斗代

下畑 三反九歩

畑方

此分米 壹石八斗壹升八合

石盛壹反ニ付 三斗代

下々畠 壹畝拾歩

此分米 四升

東西の間 貳百五間程

一 当村

南北の間 貳百六拾間程御座候

一 竈数 拾七軒

一 人数合 九拾六人 内 男 四拾八人 女 四拾八人 但年々増減有

一 御高札 四枚 壹ヶ所

一 内

壹枚 き里したん

壹枚 忠 孝

壹枚 毒 薬

壹枚 捨 馬

一 御城下江当村道法拾五町程かち道ニ而御座候

注⁹ 御立山 壹ヶ所 松木に御座候

一 自分山 壹ヶ所 茅山ニ而御座候

一 粃種子 壹反ニ付壹斗程(マヤ)お論し申候

一 例年田方植付此五月せつより田うへかかり

十二三日ほとに仕廻但水無御座候はば水有次第ニ

仕廻申候

一 御検見此八月より九月之間

一 当村 牛拾五匹皆女牛 但年々増減有

一 当村 馬 四匹皆女馬 但年々増減有

一 当村神之儀ハ三嶋大明神 壹ヶ所

社地 立拾五間 横拾五間 はり行九尺 けた行貳間

かやふき 但百年以前より御座候

一 船数九艘内 三艘三枚帆

但御定之御運上仕候

六艘 小船

一 打網貳帖 内壹帖 善左衛門

但御定之御運上仕候 内壹帖 甚 六

右之者作問打網仕候

注¹⁰ (「稼立」)の誤りであらう。

一 当村百姓共作間之渡立筵いわしこも仕候

肝煎給米壹石七斗

高五石八斗六合七夕

御役目肝煎高引

銀四拾目

萬書賃

汐留土居六百四拾間程石かき御座候

井手溜池

無御座候

寺

無御座候

鉄砲

何筒も無御座候

酒屋

無御座候

大工桶屋

無御座候

桑木壹本茂

無御座候

小物成

無御座候

当村

板橋

無御座候

当村紺屋

無御座候

当村紙漉

無御座候

右之通り庄屋大小百姓立合吟味仕候上書上

申候所相違無御座候 以上

蛇崎村肝煎

市右衛門

同村頭百姓

清右衛門

享保五年子

注1. 享保十一年に藩は庄屋を大庄屋、肝煎（独立）を

庄屋、庄屋付肝煎を小庄屋とした。（「大分県史」近世

篇I 一三一頁）

注2. 「石盛」——田畑・屋敷地の品等（上・中・下）を

定め、これに対応する石高（公定收穫高）を決定するこ

と。斗代ともいう。石盛を定めることが検地の主要目的

の一つであり、この石高いかんによって、村、ひいては

農民の年貢諸役の高低が決定された。石盛をきめるには、

田畑の良悪に依じて、上・中・下の品等にわけ、上田に

ついて3〜4か所を坪蒔して、一坪の收穫籾を平均した。

たとえば上田平均一坪の收穫籾を一升とすれば一反歩籾

三石、内種代、欠米がそれぞれ五分、一割を年々損毛と

して、二割を減じて粃二石四斗、五合摺として米一石二

斗がこの場合石盛となる。これを石盛一二という。以下

二つ降りつまり中田一〇、下田八となる。したがって石

盛は村ごとに異なるわけであるが、また一国全体が同一

の場合もあった。（「新版郷土史辞典」大塚史学会編

一九二〜一九三頁）

注3. 上田は石盛が一反につき一石三斗となっている。

この点については「大分県地方史」第七〇号に佐藤満洋

氏により「佐伯藩の石盛について」と題し次のような表にまとめられ紹介されている。
 上田であっても村位が異れば石盛も変わっている。蛇崎村が中の村と位づけられていることから上田一反の石盛は一石三斗となる。

盛石の藩伯佐 5 年曆宝

下ノ村	中ノ村	上ノ村	村位	田	
				上々	上
石、斗	石、斗 1、5	石、斗 1、6		中	方
1、2	1、3	1、4		下	方
1、0	1、1	1、2		下々	方
8	9	1、0		上々	畑
6	7	8		上	畑
	1、2	1、3		中	方
9	1、0	1、1		下	方
7	8	9		下々	方
5	6	7		屋敷	
3	4	5			
1、0	1、0	1、0			

注4. 「分米」ぶんまい(ぶまいとも読める)。石高のこと。ただし総村高を分米とはいわない。一村内の所々の畝歩についての高を分米と称した。帳簿記載の場合、本行に反別を書き、脇書にこの高を書く場合に分米何石何斗と書く。(以下略)

(「古文書解読用語辞典」池田正一郎編 二九五頁)

注5. 上畠四反七畝貳拾貳歩の中には「屋敷」の三反七畝廿八歩が含まれている。これは注3の佐伯藩の石盛一覽表を見て分るように中の村の上畠石盛と屋敷の石盛が同じであるためであろう。

注6. 「石盛壹反二付六斗……」の文章は「差出明細帳」には無くて、わたしの方がつけ足したものである。この下畠壹反壹畝拾四歩が無いと「此反別七反九畝七歩」の数に合わないこと。それに他の文化・天保二冊の明細帳にはいずれも「下畑壹反壹畝拾四歩、石盛壹反二付六斗此分米六斗八升八合」の文が続いて書かれていること。この事から享保五年の明細帳を「控え」として書き写した人が、この部分を書き落としたものと判断したからである。

注7. 「高、四拾貳石四斗三升五合六夕七才 田方」とある文の下に当然「新田畑」と書かれている筈なのに、(他の二冊の明細帳には書いてある)無いのは、前の注6と同じように書き忘れたか、書かなくても明瞭なことと思っただからであろう。

注8. 竈数は「かまどすう」と読み戸数を表わしている。

注9. 御立山―「禁山(とめやま)」に同じ、狩獵伐木を

禁じた山」(「古文書解読用語事典」一九八頁)この明細帳の立山は「藩有林」を指している。

注10・文字のくずし方からでは「渡立」としか読みようが無かった。幸い他の二冊の明細帳に同じ文章があり、それにはいずれも「稼立」と書かれていた。

三、考察とまとめ

① 先ず田畑関係から見ていきたい。これをまとめたのが第一表である。田は十二町一反四畝二五歩であるのに対し畑は一町七反六畝二〇歩である。この畑の中には屋敷の三反七畝二八歩が含まれている。耕地全体の約八割が田であることから蛇崎村は田作中心の地域であったことが分る。その田も中田、下田が大半を占めているのである。家数は十七軒であるから一戸あたりの耕地面積は平均した場合は約八反となる。こうした耕地を耕作するために使われたであろう牛が十五匹、馬は四匹、計十九匹が飼育されていたのである。人数九六人、一戸当り単純平均五、六人から考えると、十九匹の牛馬飼育は日々かなり厳しい労働が待ち受けていたことがしのばれる。これから田畑のうち「新田畑」「後新地田畑」がどの付

近に位置していたのかといった点や御立山(藩有林)がどれであったか等について蛇崎在住の一人の方に御聞きしたが分らずじまいであった。当時の蛇崎村案内図とも呼べるものは残念ながら今の段階では描きようがない。どなたか、そうした面の御教示・御指導下さることをお願いいたします。

② 蛇崎村が番匠川添いで海に近い位置にあることもあってであろうか九隻の船(十七軒のうちだから二軒に一隻という比較的高い割合で船)を所有している。そのうち三隻は三枚帆である。この船に関し「大分県史・近世篇I・佐伯藩」の項をもとに見ていくことにする。三枚帆だとすると廻船積載量は二二・八石となっている。四斗俵であれば五七俵(約三二六〇kg)を運搬することができる。三枚帆の船に対する船運上銀は六・七五匁、船床銀として三七・五匁(船床銀は船に対する運上の一で船籍料的なものである)、帆別銀(帆の大きさに課せられる税)としては七・五匁が課せられている。これだけの大きさの船であればいろいろな事に使用されたと考えられる。そうした一つの例を示すものとして時代は弘化二年(一八四五年)と下るが、次のような文書が残さ

【第一表】

(享保5年) 蛇崎村田畠面積とその収穫高(分米)

	田畑耕地と分米	新田畑耕地と分米	後新地田畑耕地と分米	計
上田	1町6畝 12歩 13石8斗3升2合	2反6畝 11歩 3石4斗2升7合6夕6才		1町3反2畝23歩 17石2斗5升9合6夕6才
中田	3町2反3畝19歩 35石5斗9升9合6夕8才	9反2畝29歩 10石2斗2升6合3夕4才		4町1反6畝18歩 45石8斗2升6合2才
下田	2町8畝25歩 18石7斗9升5合	3町1畝20歩 27石1斗5升3合	3反6畝22歩 3石3斗6合	5町4反7畝7歩 49石2斗5升4合
下々田	9反4畝29歩 6石6斗4升7合6夕9才	2反3畝8歩 1石6斗2升8合6夕7才		1町1反8畝7歩 8石2斗7升6合3夕6才
田 計				
上 畠	4反7畝22歩 4石7斗7升3合3夕			12町1反4畝25歩 120石6斗1升6合4才
中 畠	2反 1歩 1石6斗2合6夕7才			4反7畝22歩 4石7斗7升3合3夕
下 畠	1反1畝14歩 6斗8升8合	5反1畝1歩 3石6升2合	3反9歩 1石8斗1升8合	2反 1歩 1石6斗2合6夕7才
下々畠		1反4畝23歩 5斗9升6夕8才	1畝10歩 4升	1反6畝3歩 6斗3升6夕8才
畠 計				
				1町7反6畝20歩 12石5斗7升4合6夕5才

田畠總計

13町9反1畝15歩
133石1斗9升6夕9才

れている。

覚

蛇崎

久四郎

一壹艘三枚帆 空船

右者此度宇和嶋迄筵買へ罷越候右之段

御断申上候以上

七月

庄屋
領主

大崎楚右衛門殿

宮本 清守 殿

さて、六隻の小船であるが船運上銀は六匁、船床銀は二匁が課せられている。こうした小船は生活の上で大きく活用されていたことが想像されるが、次に述べる網の使用の際も利用されていたのであろうか……。

網は二帖の打網があることを示している。打網に対する運上銀は川口が七匁五分、在方が六匁となっている。打網は河川漁であるから番匠川・堅田川において、この打網が使われたのであろうか。小船に乗って打網を使う当時の村の人の姿が目に見えかねてきてならない。

③ 桑木は一本も無いこと、「紺屋」「紙漉」「大工桶

屋」「酒屋」も無御座候と記されていることから伺えるように、当時の蛇崎村は農家のみが存在する純農村の風景を示していたことが分る。そうした中に数軒の家は三枚帆の船を活用し、何軒かの家は六隻の小船で仕事に励んでいたであろう。このような状況の中で『佐伯史談』第一三四号〜一三五号で紹介した「清正公詣」「伊勢参宮」に出かけたり、自然災害によって打撃を受けた田畑に心を痛めながらも立ち直りを計り、力強く生きぬいていく生活を営んでいたのである。

④ この「村差出明細帳」からはまだ検討しなければならぬ事項が幾つか残されている。しかしながら今回はここで終りとしたい。そしてそれ等は残り二冊の明細帳との対比の中で扱い、今一步深めたものとして完成を計りたいのである。

